

**「無料低額宿泊所の設備等の基準に関する条例」
の骨子に対する意見募集結果**

1 意見募集期間

令和元年12月16日(月曜)から令和2年1月7日(火曜)まで

2 意見募集の結果

	提出者数	提出案件数
個人	12	29

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
条例案全体	1 いわゆる貧困ビジネス解消のため、制限のなかった無料低額宿泊所の基準を定めることは賛成である。 ※その他同様の意見が3件	無料低額宿泊所においては、条例で定める基準を踏まえ、適切な運営がなされるよう、周知等に努めてまいります。
	2 貧困ビジネス的な立ち位置で事業を行っておられる方がいることも否定できない。今回の条例の制定については一定レベルの宿泊施設とするための必要な基準となるものと認識をしている。様々なご意見があろうかと思うが、方向性として間違った物ではないと思いますので、条例制定に向けてご尽力いただきたい。	
	3 札幌市内での困窮者向け宿泊所の火災で多くの方が亡くなられた。困窮されている方をサポートするための住宅で、設備が不十分であることから、お亡くなりになるという事態については、困窮者をサポートするための施策の根本が揺るぎかねない事態かと考えている。	御指摘の事案等も踏まえ、非常災害に関する具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、これらの定期的な職員への周知等を条例に盛り込むこととしております。
	4 入居者の生存権が保証されるよう、生活空間の確保やプライバシーの保護などに配慮されたものとしていただきたい。	条例の基本方針の中に生活空間の確保やプライバシーの保護及び入居者の人権の擁護、虐待の防止等のための職員の研修の実施等を規定し、入居者の適切な処遇の確保に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。
	5 国内でも貧困格差の拡大が問題となっています。誰にでも人間らしく生きる権利がある。貧困で困っている方々が少しでも安心して暮らすことのできる社会づくりのためにも、利用される方の立場に寄り添った条例を作って頂きたい。	

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
居室について	6 相部屋で生活している人もいる中で、1居室定員1人というのはどうか。相部屋でも良いのではないかとと思われる。	入居者のプライバシーや人権に配慮する観点から、最低基準としては原則、個室とすることとしています。
条例の運用面	7 貧しさに苦しんでいる人たちが犠牲にされると大変なので、宿泊所がきちんと運営されるように京都府でもきちんと対応することが必要と思う。	入居者の安心・安全を第一に考え、条例で定める基準に沿った適切な運営がなされるよう、無料低額宿泊所運営の事業者(以下「事業者」という。)に対して、運用面での指導等を行ってまいりたいと思います。
	8 救護施設、無料低額宿泊所、一時生活支援施設や住宅セーフティネット制度等、利用者としてはどれを選択してよいのか分かりにくい。福祉事務所が決めるのではなく、本人の意向をしっかりと吸い上げる体制づくりが必要ではないか。	無料低額宿泊所の利用については、基本的に施設と入居者間の契約によるものですが、他の社会福祉施設等も含めて本人の御意向も踏まえ、しっかりと相談にのり、丁寧に説明し、御理解を得た上で利用して頂くよう、各福祉事務所に対しても助言等を行ってまいりたいと思います。また、無料低額宿泊所は、一時的な居住の場ではありますが、入居者の状況により入居期間も様々であると思われることから、入居期間の目安を示すことは予定しておりません。
	9 救護施設と無低額宿泊所の使い分け(福祉事務所の判断基準)を、施設がないうちに定めておくべき。(例:入居期間の目安等)	
	10 重度の精神障害を複合的に抱える人が地域で生きていくためには、医療と福祉支援を伴う地域の理解が必要。現在の無料低額宿泊所のような閉鎖的な施設では、地域での自立は難しい。施設ができた場合、福祉事務所は安易に無料低額宿泊所につなぐだけでなく、施設の職員の研修や、地域とのつながり、ケースワーカーとの連携等、運用体制をしっかりと構築すべき。	条例の基本方針の中で、無料低額宿泊所は地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県や福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるよう規定することとしており、入居者が将来、地域において独立して日常生活を営むことができるよう、府としても事業者に対して、必要な助言等に努めてまいりたいと思います。
	11 条例は、福祉事務所の適切な運用とセットで効力が発揮されるもの。福祉事務所で条例が適切に運用がなされよう、本庁がしっかりと指導すべき。	
	12 (福祉をしていない)営利目的の事業者(不動産会社等)が容易に参入できないルールづくりが必要。	平成30年6月の社会福祉法(昭和26年法律第45号)改正により、悪徳な業者の参入を未然に防ぐため、①事前届出制の導入②最低基準の創設(=今回の条例)③改善命令の創設の3つの規制が強化されたところであり、府としても、この規制強化の趣旨をしっかりと踏まえて条例を制定し、御懸念のようなことが起こらないよう、適切な指導等を行ってまいりたいと思います。
	13 利用できるサービスを選択できるようにすべき。	条例において、入居申込の際には、サービスの内容や費用等入居申込者のサービスの選択に資する事項を記載した文書を交付して説明した上でサービス提供に係る契約を行うこととしており、本人の意向を踏まえた適切な福祉サービスの提供が行われるよう、事業者に対して助言等を行ってまいります。

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
他施設・地域との関係	14 無料低額宿泊所は、全国的に外部との交流が無く、かなり閉鎖的。そうすると、将来的に地域の中で自立した生活を送ることはできない。しっかりと地域の理解を得て、関係機関を含め平時から地域とのつながりのある運営をすべき。	条例の基本方針の中で、無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であり、その運営にあたっては、地域との結び付きを重視することや独立して日常生活を営むことができる入居者に対し、円滑な退所のための必要な援助に努めなければならないこと等を規定することとしており、入居者が将来的に、地域で自立した生活が送れるよう、事業者に対しても適切な助言等を行ってまいりたいと思います。
	15 無料低額宿泊所は介護等、福祉サービスが必要な方が長期的に利用する場所ではない。	
	16 「一時的な居住の場」ということをしっかりと理解し、稼働率の低迷している「養護老人ホーム」を利用するなどして、適切な福祉が提供されるべき。	
	17 地域(居宅生活)に移行していく仕組みが必要。例えばゴミ出しができない人、近隣と合わせられない人、障害を持っている人など単独で生活するのが困難な方をどう支援していくのか。	
利用料の受領	18 事業者が受領する利用料について、概要を見る限り、基準が設定されるのか確認できないが、立場の弱い利用者は声を上げることが困難であることをしっかりと認識した上で適切な利用料が設定され、また行政が適切に指導できる制度にしていきたい。条例を作っても結局、状況が改善されないことにならないようお願いする。	事業者が受領できる食事の提供に要する費用や居室使用料等の利用料の具体的な基準については、条例の施行規則において明確に規定することとしており、本基準に沿った適切な運営がなされるよう、事業者に対して指導等を行ってまいりたいと思います。
職員の資質	19 資格の有無だけでなく、入居者一人一人の生きづらさを理解して支援できるスタッフを確保できるかが課題となるのではないかと。	職員の資質の向上については、条例において人権擁護、虐待防止等のため、責任者を設置すること等の措置を講じることを努力義務化とすることとしており、本規定に基づき適切に助言等を行ってまいりたいと思います。
	20 昔はホームレスの受け皿であったが、昨今、DVや精神障害者、未成年の若者、身寄りのない高齢者など多種多様な人が入居する施設となっており、今後さらにそうなる可能性がある。施設のスタッフは、それぞれの入居者の状況にあった支援のノウハウを身につける必要がある。	

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
暴力団排除	21 暴力団を辞めてから5年というのは短いのでは。5年では暴力団排除にならない。	形式的に暴力団から脱退しているものの、実際は暴力団と深く関与している者を見極めるための期間として、国の基準省令において「5年」と規定されており、この趣旨を踏まえ、全ての都道府県において「5年」と規定する予定です。但し、「貧困ビジネス」の規制強化という今回の法改正の趣旨を踏まえ、不適切な運営が認められた場合は、適切に対応することとします。
金銭管理	22 金銭管理は少なくとも、外部委託して運営と切り離すべきと考える。 ※その他同様の意見が1件	金銭管理については、条例において、入居者本人が行うことを原則とし、金銭の適切な管理に支障がある者については、成年後見制度等その他の金銭管理に係る制度をできる限り活用することとしております。その上で、無料低額宿泊所が金銭管理を行うこととなった場合には、条例施行規則において、都道府県に金銭等の管理契約の締結内容を届出することを規定することとしており、府としても事業者に対して適切な金銭管理が行われるよう指導等を行ってまいります。
その他	23 府内での統一的な対応について考えた場合、条例で制定する基準は京都市条例との調整等が必要と考える。	条例の制定にあたっては、京都市とも密に調整をしながら事務を進めております。条例で定める基準の運用についても統一的な対応ができるよう、引き続き情報共有を行ってまいりたいと思います。
	24 府内施設の利用状況等知りたかった。	現在府域には、無料低額宿泊所が存在していないため、本府のHPには掲載しておりません。本条例の対象となる施設が出来ましたら、事業者とも協議の上、HPへの掲載等について検討してまいりたいと思います。
	25 府内の施設数は少なく、現在は京都市内に限られている状況ですが、本条例の制定を機に、生活に困った方々が安心して利用できるよう、施設の設置が進むと良いと思う。	無料低額宿泊事業に係る制度周知のため、その概要や関係例規等のHPへの掲載等を行ってまいりたいと思います。